

報告第22号～第28号

令和6年8月27日

専決処分の報告について  
健全化判断比率の報告について  
資金不足比率の報告について

鈴 鹿 市



## 報 告 目 次

報告第 22 号	専決処分の報告について	1
報告第 23 号	専決処分の報告について	5
報告第 24 号	専決処分の報告について	9
報告第 25 号	専決処分の報告について	13
報告第 26 号	専決処分の報告について	21
報告第 27 号	健全化判断比率の報告について	25
報告第 28 号	資金不足比率の報告について	27



報告第 2 2 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 6 年 8 月 2 7 日提出

鈴鹿市長 末 松 則 子

専決処分事項

工事請負契約の変更



専 決 処 分 書

工事請負契約の変更について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和6年8月2日

鈴鹿市長 末 松 則 子

- 1 工 事 名 白子中学校校舎長寿命化改修外建築工事（西館校舎棟）
- 2 変更後の契約金額 474,126,400円  
（変更前の契約金額 469,618,600円）





報告第23号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年8月27日提出

鈴鹿市長 末松 則子

専決処分事項

工事請負契約の変更



専 決 処 分 書

工事請負契約の変更について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和6年8月2日

鈴鹿市長 末 松 則 子

- 1 工 事 名 白子中学校校舎長寿命化改修建築工事（本館校舎棟）
- 2 変更後の契約金額 213,172,300円  
（変更前の契約金額 212,850,000円）



専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年8月27日提出

鈴鹿市長 末松 則子

専決処分事項

損害賠償の額の決定及び和解









専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年8月27日提出

鈴鹿市長 末松 則子

専決処分事項

鈴鹿市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正



## 専 決 処 分 書

鈴鹿市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和6年8月16日

鈴鹿市長 末 松 則 子

鈴鹿市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する  
条例

（ 別 紙 ）

### 理 由

生活保護法の一部改正に伴い、必然的に改正を要する規定整備を行うため、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分する。



( 別 紙 )

鈴鹿市条例第 2 5 号

鈴鹿市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する  
条例

鈴鹿市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 2 7 年鈴鹿市条  
例第 3 0 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように  
改正する。

改 正 後		改 正 前	
別表第 1（第 4 条関係）		別表第 1（第 4 条関係）	
市の 執行 機関	事務	市の 執行 機関	事務
略	略	略	略
2 市長	生活に困窮する外国人に対する生 活保護法（昭和25年法律第144号） の規定に準じて行う保護の決定及 び実施、就労自立給付金若しくは <u>進学・就職準備給付金の支給</u> 、被 保護者健康管理支援事業の実施、 保護に要する費用の返還又は徴収 金の徴収に関する事務であって規 則で定めるもの	2 市長	生活に困窮する外国人に対する生 活保護法（昭和25年法律第144号） の規定に準じて行う保護の決定及 び実施、就労自立給付金若しくは <u>進学準備給付金の支給</u> 、被保護者 健康管理支援事業の実施、保護に 要する費用の返還又は徴収金の徴 収に関する事務であって規則で定 めるもの
別表第 2（第 4 条関係）		別表第 2（第 4 条関係）	
市の 執行	事務	市の 執行	事務
	特定個人情報		特定個人情報

機関		
略	略	略
2 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護法の規定に準じて行う保護の決定及び徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	略
		生活保護法による保護の実施又は就労自立給付金若しくは <u>進学・就職準備給付金</u> の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの
3 市長	特定個人番号利用事務（生活保護関係情報の提供を受ける事務に限る。）であって規則で定めるもの	生活に困窮する外国人に対する生活保護法の規定に準じて行う保護の実施又は就労自立給付金若しくは <u>進学・就職準備給付金</u> の支給に関する情報（別表第3の3の項において「生活困窮外国人の保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの

機関		
略	略	略
2 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護法の規定に準じて行う保護の決定及び徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	略
		生活保護法による保護の実施又は就労自立給付金若しくは <u>進学準備給付金</u> の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの
3 市長	特定個人番号利用事務（生活保護関係情報の提供を受ける事務に限る。）であって規則で定めるもの	生活に困窮する外国人に対する生活保護法の規定に準じて行う保護の実施又は就労自立給付金若しくは <u>進学準備給付金</u> の支給に関する情報（別表第3の3の項において「生活困窮外国人の保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの

附 則

この条例は、公布の日から施行する。





専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年8月27日提出

鈴鹿市長 末松 則子

専決処分事項

市営住宅の滞納家賃等の支払及び明渡しの請求に係る訴えの提起



## 専 決 処 分 書

市営住宅の滞納家賃等の支払及び明渡しの請求に係る訴えの提起について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和6年8月16日

鈴鹿市長 末 松 則 子

### 1 被告となるべき者


- (1) [REDACTED]  
[REDACTED]  
[REDACTED]  
[REDACTED]
- (2) [REDACTED]  
[REDACTED]  
[REDACTED]
- (3) [REDACTED]  
[REDACTED]

### 2 請求の趣旨

- (1) 被告 [REDACTED] は、原告に対し、物件目録記載の建物を明け渡せ。
  - (2) 被告 [REDACTED] 被告 [REDACTED] 被告 [REDACTED] 被告 [REDACTED] は、原告に対し、連帯して金561,420円及び令和6年5月31日から第1号の建物明渡済みまで1か月金82,800円の割合による金員を支払え。
  - (3) 訴訟費用は、被告らの負担とする。
- との判決及び第2号につき仮執行宣言を求める。

### 3 物件目録

[REDACTED]



#### 4 訴訟遂行の方針

- (1) 次の者を訴訟代理人と定める。

四日市市浜田町1番15号 PCO四日市駅前5階  
杉岡法律事務所  
弁護士 杉岡 治

- (2) 次の者を訴訟復代理人と定める。

四日市市浜田町1番15号 PCO四日市駅前5階  
杉岡法律事務所  
弁護士 杉岡 弘章

健全化判断比率の報告について

健全化判断比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により、監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

令和6年8月27日提出

鈴鹿市長 末松 則子

(単位：%)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
—	—	1.5	—
( 11.44 )	( 16.44 )	( 25.0 )	( 350.0 )

備考

- 1 実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合及び実質公債費比率又は将来負担比率が算定されない場合は、「—」を記載
- 2 鈴鹿市の早期健全化基準を括弧内に記載

(財政健全化審査意見書 別冊)



## 資金不足比率の報告について

資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

令和6年8月27日提出

鈴鹿市長 末松 則子

特別会計の名称	資金不足比率(%)	備 考
鈴鹿市水道事業会計	—	地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令（平成19年政令第397号。以下「令」という。）第17条第1号の規定により事業の規模を算定
鈴鹿市下水道事業会計 （公共下水道事業）	—	令第17条第1号の規定により事業の規模を算定
鈴鹿市下水道事業会計 （農業集落排水事業）	—	令第17条第1号の規定により事業の規模を算定

備考 資金不足額がない場合は、「—」を記載

（経営健全化審査意見書 別冊）

